

## 第5回 福岡空港回転翼機能移設事業 環境影響評価技術検討委員会

### (議事要旨)

日 時：平成29年9月27日(水) 10:00～11:35  
場 所：国土交通省大阪航空局福岡空港事務所 2階 A会議室  
出席委員：  
薛 孝夫（元九州大学 農学研究院 准教授）  
田村 耕作（日本野鳥の会 福岡支部 副支部長）  
野上 敦嗣（北九州市立大学 国際環境工学部 教授）  
松藤 康司（福岡大学 工学部 教授）  
吉久 光一（名城大学 学長）  
<敬称略：五十音順>

### 議事要旨：

#### 1. 環境影響評価に係る手続きの経過報告について

- 資料1「環境影響評価に係る手続きの経過報告」について、事務局より説明を行った。

#### 2. 一般意見の概要及び当該意見に対する事業者の見解について

- 資料2「準備書についての意見の概要及び事業者の見解(案)」について、事務局より説明を行った。
- 参考資料1「その他の意見の概要(環境影響評価対象外)」について、事務局より説明を行った。
- 以下の質疑及び助言が行われ、事業者の見解(案)の内容について、修正内容が確認され了解が得られた。

### 【個別的事項】

#### ■資料2

P3

委員：提出された意見書の数だけでは多くないと感じるが、一般意見の概要として分類した項目数について、類似する意見が複数あることがわかるように、事業者がそれぞれの意見書をどのように分類したのか整理するとよい。

事務局：ご指摘を踏まえ修正する。

委員：提出された12通の意見を環境影響評価の意見として34件、その他の環境影響評価対象外の意見として20件に整理したとのことであるが、12通の意見には、その他の意見のみという意見書はあったのか。

事務局：12通の中には、その他環境影響評価対象外の意見のみという意見書もあるため、記載内容を含めて整理する。

P5 意見 No. 1

委員：夜間の0.2%は人命救助などの運航なのか。

事務局：救命・救難などの人道的活動である。

委員：夜間の飛行における救命・救難などが緊急状態であれば、「緊急状態は通常想定できない飛行であることから環境影響評価の対象とはしていない」との記載と矛盾していないか。

事務局：緊急状態にもいろいろなことが想定されるが、住宅地の上空を飛行することはイレギュラーな運航であると考えている。

委員：「夜」との表現は「夜間」に修正すること。また、「予測・評価しました。」との表現は前述しているため、「行いました。」に修正すること。

事務局：ご指摘を踏まえ修正する。

P6 意見 No. 2

委員：福岡空港における実績データにおいて、緊急状態や悪天回避等のデータを分離することはできないとあるが、状況を調べるなどして詳細に示すことはできないのか。

委員：緊急状態や悪天回避等のデータは、機体のアクシデントや、ヒヤリハットの情報などから、どの程度あったか確認できないか。

事務局：離着陸回数の実績データは、緊急状態や悪天回避等の状況における飛行時の実績データとして分類分けをしていないため、示すのは難しい。

委員：夜間の飛行だけでも実績データを確認してはどうか。福岡空港における夜間の飛行は海上保安庁が多いと聞いたが、北九州空港に移転する予定もあり、夜間の飛行は現状よりも少なくなることを表現してもよいのではないか。

委員：本事業においては、東京ヘリポートで行っているような遊覧飛行もないので、他のヘリポートと比べても夜間の飛行として非常に少ない。

委員：過去に福岡空港周辺においてヘリコプターの事故は発生していないとの表現があるが、緊急状態や悪天回避等で住宅地の上空を飛行する場合があるのだから、誤解をまねかない表現に修正すること。

事務局：ご指摘を踏まえ記載内容を修正する。

委員：「緊急状態」に関する意見が多数出てくるため、見解はまとめて表現した方がよい。

委員：緊急状態の説明が必要ではないか。住民からの意見も緊急状態で住宅上空を飛ぶのか懸念しているものと想定されるため、「飛行時の緊急状態」といった表現のように形容詞をつけて説明をした方がよい。

委員：機体トラブルの緊急状態か、飛行が緊急状態かなどの表現にするとよい。

事務局：ご指摘を踏まえ、誤解を招くようであれば、表現を修正する。住民の方の懸念は、緊急状態を理由にして自由に住宅地の上空を飛行するのではないかと心配されているものと考ええる。

P8 意見 No. 4

委員：「本事業の実施に関係なく」との表現は、どういうことか。

事務局：現在の福岡空港での運航においても、住居上空を飛行することがあるということ。委員の方が疑問に思う表現であれば、一般の方への誤解を招く可能性も高いので、表現を修正する。

P9 意見 No. 5

事務局：P6 意見 No. 2 のご指摘を踏まえ記載内容を修正する。

P10 意見 No. 6

委員：「騒音レベル」との表現は「騒音」に修正すること。また、暗騒音レベルと残留騒音レベルの表現を使い分けているのはなぜか。

事務局：暗騒音レベルは、ヘリコプターの騒音のみを除いたもので、残留騒音レベルは、ヘリコプターの運航や固定翼機等すべての特定騒音を除いたものであり、準備書においても同様に表現している。

委員：承知した。

委員：「測定値不検出」との表現だけではわかりづらいので、説明を加えた方がよい。「有効な数値」との表現は「有意性が認められなかった」と修正してはどうか。

事務局：ご指摘を踏まえ記載内容を修正する。

P11 意見 No. 8

委員：予測上の付加分とは何か。

事務局：将来年間離着陸回数を設定する上で見込んだ増加分となる。

委員：将来の「増加分」と表現すればよい。

事務局：ご指摘を踏まえ修正する。

P12 意見 No. 9～12

事務局：P8 意見 No. 4 のご指摘を踏まえ記載内容を修正する。

P14 意見 No. 14

事務局：P6 意見 No. 2 のご指摘を踏まえ記載内容を修正する。

P16 意見 No. 17

委員：再度調査をやり直すべきであるとの意見に対して「実施することを考えていない」という表現ではなく「環境影響評価の対象外である」ことを説明すべきである。

事務局：ご指摘を踏まえ記載内容を修正する。

P16 意見 No. 18

事務局：P8 意見 No. 4 のご指摘を踏まえ記載内容を修正する。

委員：迷惑施設という単語が出てくるのが気になる。

事務局：昨今、迷惑施設という解釈の範囲が広がっている。環境影響評価においては、迷惑施設の定義を考えるのではなく、意見に対して向き合っていきたい。

P17 意見 No. 19

委員：環境基本法の規定を抜粋していると思うが、「騒音に係る環境上の条件につき」という表現について、「騒音」だけが表現されているのはおかしい。

事務局：環境基本法 16 条第 1 項においては、騒音以外にも規定されていることから、記載内容を修正する。

委員：意見にある「うるささ指数」とは何らかの決められたものがあるのか。

委員：航空機騒音の環境基準は現在「L<sub>den</sub>」という評価量で示されているが、以前の環境基準である「WECPNL」という評価量のことを言っている可能性はある。

事務局：評価量は以前の「WECPNL」を現在の「L<sub>den</sub>」に換算しても変わらない。

P18 意見 No. 20

委員：「ND」との意見は、データが全くないと勘違いされている可能性があるため、説明を加えた方がよい。

事務局：P10 意見 No. 6 のご指摘も踏まえ記載内容を修正する。

委員：本委員会は、技術的な助言を行う場であり評価は事業者が行うものであることから、「委員会を経て評価され」との表現は修正すること。

委員：委員会で検討し、審査会で審査されるということである。

事務局：ご指摘を踏まえ記載内容を修正する。

P19 意見 No. 21

事務局：P8 意見 No. 4 のご指摘を踏まえ記載内容を修正する。

P20 意見 No. 22

委員：「音圧レベル」との表現は「超低周波音」に修正すること。

事務局：ご指摘を踏まえ修正する。また、P18 意見 No. 20 のご指摘も踏まえ記載内容を修正する。

P21 意見 No. 23

委員：準備書において記述されていることであっても、説明がないとの意見に対しては、丁寧に説明を加えた方がよい。

事務局：ご指摘を踏まえ記載内容を修正する。

P21 意見 No. 24

事務局：P21 意見 No. 23 のご指摘を踏まえ記載内容を修正する。

P23 意見 No. 26

委員：事後調査の内容は、準備書を見ないとわからないため、実施されることを表現した方がよい。

事務局：ご指摘を踏まえ記載内容を修正する。

P23 意見 No. 27

委員：「事後調査を予定していない」という表現ではなく、福岡市などによる調査もあると思われるため、実施状況を加えておくと親切である。

事務局：ご指摘を踏まえ記載内容を修正する。

P24 意見 No. 28

委員：「専門家の意見に基づき、最新の科学的知見により評価しています。」と表現する方がよい。

事務局：ご指摘を踏まえ修正する。

P25 意見 No. 30～34

委員：「専門性を持って中立的な立場で評価する」という表現について、本委員会は、技術的な助言を行う場であり評価は事業者が行うものであることから修正すること。

事務局：ご指摘を踏まえ記載内容を修正する。

その他

委員：今回の事業者の見解について、住民はいつ、どこで確認する事ができるのか。

事務局：準備書についての意見の概要及び事業者見解は、評価書において示すこととなるため、住民の方は評価書で縦覧することができる。また、本委員会の資料は大阪航空局のホームページに掲載する。

委員：意見への対応・見解を確認できるということを住民は知っているのか。

事務局：住民説明会の場で説明している。

委員：可能であれば公民館などで、紙で掲示するなど丁寧に対応してはどうか。

事務局：非公式ではあるが地元の会長には説明している。その他の意見は環境影響評価対象外であるため、取り扱いについて福岡市と協議中である。

委員：意見があったことは何らかの形で対応しておく方がよい。

委員：本日の検討委員会での指摘事項修正内容は確認できるのか。

事務局：本日のご指摘の修正内容は委員長に確認していただいた後、各委員へも確認する。

### 3. その他

- ・今後のスケジュールについて、事務局より説明を行った。
- ・本日の意見を踏まえて準備書についての意見の概要及び事業者の見解（案）を修正し、10月上旬頃に準備書についての意見の概要等を福岡市長へ提出する予定である。
- ・次回の技術検討委員会は、順調にいけば翌年の2月上旬頃の開催を予定する。

以上